

議案第 7 1 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 0 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

- | | | |
|---|--------|----------------------------------|
| 1 | 財産の種類 | 不動産 |
| 2 | 財産の内容 | 史跡デーノタメ遺跡公有地化事業用地 |
| 3 | 所 在 | 別紙のとおり |
| 4 | 面 積 | 1 0 , 1 5 9 . 5 0 m ² |
| 5 | 取得予定価格 | 4 5 4 , 1 2 9 , 6 5 0 円 |
| 6 | 契約の相手方 | |

令和 8 年 8 月 2 5 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄